

資料

(6)意見の概要と意見に対する区の考え方

《各章の具体的な内容に関する意見》

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
1	基本理念・人権推進指針	<p>第3章2 基本理念を「全ての人が個性や違いを認め合い、互いの人権が尊重される平和な社会の実現」に改め、個性だけでなく、人種、国籍など個性で括れない問題があるので、「違いを認め合う」という文言を明記してほしい。</p> <p>また、同章3 荒川区人権推進指針(2)のタイトルにも「様々な違いを認め合い」と明記してほしい。</p>	<p>人種や国籍等は、一人の人間としての「個性」ではなく、出自による「違い」であり、その「違い」を認め合う社会としていく必要があることはご指摘のとおりであり、素案の第3章「3 荒川区人権推進指針」(2) 互いに個性を認め合い、共生できる寛容なまちを目指します」の本文中にも、「荒川区は、文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人がそれぞれの個性や違いを認め合い、共生できる寛容なまちを目指します。」という文言を記載しています。</p> <p>素案の基本理念・指針(2)のタイトルには「違い」という文言を記載しておりませんが、ご意見を参考に、基本理念に「違い」の文言を加えるとともに、指針(2)を「個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します」とします。</p>	◎	6 ～ 7
2		<p>第3章3(3)「人権意識が広く行き渡ったまちを目指します」の「人権意識」の中身として「あらゆる差別を許さないという人権意識が…」と明記してほしい。</p>	<p>第3章3(3)に記載している「人権意識」という文言については、全ての人が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることができ、個性や違いを互いに認め合うことといった広範な人権に関する意識を示すものと捉えており、ご指摘のありました「あらゆる差別を許さない」という意識も含んだ内容としております。</p>	—	6 ～ 7

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
3	女性	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「1 女性」<取組の方向性>の困難女性支援について、「最適な支援を行えるよう関係機関等とも連携」との記載があるが、この記載を「最適な支援を行えるよう性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターをはじめ、関係機関等とも連携」として、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」または「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(性暴力救援センター・SARC 東京)」を追記してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>困難女性支援法は、売春防止法を法的根拠とした婦人保護事業の見直しの必要性から制定されたものであるが、運用面では売春防止法に基づいて設置されていた婦人相談所が「女性相談支援センター」と名称を変えて支援が行われているため、実践面では婦人保護事業が事業開始当初は想定していなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、AV出演強要、JKビジネス問題への対応(※ 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ<概要>令和元年10月より)についてはまだ経験が浅く、性暴力・性犯罪被害者の人権救済の実効性を高めるためには、第一に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」との連携が必要不可欠であるため。そのことを行政職員、関係諸団体、すべての区民に周知するためにも、明記していただくことが重要であると考えます。</p>	<p>東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携については、区としてもその必要性を認識しており、区報人権週間特集号やホームページにおいて、犯罪被害にあった方の相談窓口として掲載し、周知に努めております。また、同センターに「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」が設置されて以降は、子どもに係る相談窓口に同ホットラインを追加し、周知しているところです。</p> <p>本項の「困難女性」は、性犯罪・性暴力被害者のほか、ひとり親や経済的に困窮状態にある方など様々な困難を抱えた女性を総称しており、それぞれが抱える困難の内容によって連携先の機関が異なることから、包括的な表現を使用しております。</p> <p>なお、改定後の指針には、本冊とは別に各人権課題の相談先一覧を添付し、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターも掲載する予定です。</p>	-	11

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
4	女性	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「1 女性」<区取組状況及び課題認識>の(困難女性支援)では、「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」のことしか触れていないが、実効性のある支援を行うためには、実態の把握が不可欠であるため、ぜひ<取組の方向性>に、「困難な問題を抱える当事者の女性の実態調査を行うことを検討する」という旨を盛り込み、できれば来年度か再来年度には実態調査が実施できるように準備を進めてほしい。</p> <p>区民に実態調査を行うことは、被害者自身が自身の被害を「被害」だと認識でき、相談窓口を把握でき、援助希求力の向上につながる、困難女性支援にとってとても有効な施策だと考える。</p>	<p>困難女性支援については、「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」での取組に加え、現在改定中の「荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)」素案において、基本目標の一つに「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する」を位置づけているところであり、今後、計画に基づいて取組を進めていくこととしています。</p> <p>困難な問題を抱える当事者の実態調査に関しては、現在「ひとり親家庭アンケート」を実施しておりますが、今後、よりよい調査の方法について検討してまいります。</p>	-	11
5	子ども	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「2 子ども」の<区取組状況及び課題認識>の最終段落2文目に、以下の【 】内を追加してほしい。</p> <p>「また、虐待やいじめ等への取組にとどまらず、【昨今増えつつある不登校の複合的な要因、】貧困やヤングケアラーの状況にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関わる問題に対し、総合的な支援を行っていくことが求められています。」</p> <p>(理由)不登校については教育分野にとどまらず、「29条:教育を受ける権利」、「3条:その子どもにとって最も良いことを優先してもらおう権利」など、複合的に子どもの権利の立場についても文章を追加すべきだと思うため。</p>	<p>素案では、貧困やヤングケアラーの状態にあること等に起因する自己実現の阻害や体験格差等、子どもの権利に関わる問題に対し、総合的な支援を行っていく旨を記載していますが、ご指摘のありました「不登校」も自己実現の阻害や体験格差を生む要因の一つであることから、本文中に「不登校」の記載を追記します。</p>	◎	13 ~ 14
6		<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「2 子ども」<取組の方向性>「子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組みの推進」に、以下の【 】内を追加してほしい。 (第1段落2文目)</p> <p>「また、区としても、【様々な】子どもの意見を区政に反映させる機会を設けていきます。 (理由)家に引きこもった不登校の子ども達の意見が反映される場があることも保証、明記していただきたいため。</p>	<p>ご指摘の部分につきましては、登校しているか不登校であるかに関わらず、子どもの多様な意見を反映させるという意味で記載していることから、「子どもの多様な意見を区政に反映させる機会を設けていきます。」という表現とします。</p>	-	14

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
7	子ども	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「2 子ども」〈取組の方向性〉「子どもの権利・意見尊重のための総合的な取組みの推進」に、以下の【 】内を追加してほしい。 (第2段落) 「あらかわ子どもほっとらいん」や「荒川区子どもの悩み110番」、荒川区若者相談「わか」等の相談窓口において、子どもたちの悩みに寄り添うとともに、【地域の子どもの居場所、子ども食堂等の子ども支援の活動とも連携し、】課題解決の手助けを行い、子どもの権利擁護を図ります。 (理由)地域にて具体的に日々寄り添いをしている子どもの居場所、子ども食堂の存在を明記していただきたいため。(児童相談所や学校などからも支援が必要な子どもについてご紹介いただき、子どもの居場所、子ども食堂は、学校に行く事が出来ない子ども、学校生活の中では生きにくいが頑張って登校している子どもなど、日常毎日の寄り添いを長期にわたって行っている。具体的に寄り添って毎日を支援しているのは子どもの居場所や子ども食堂などだと感じている。)</p>	<p>区では、子どもの居場所づくり事業を行う団体や、食事の提供・学習支援等を行う団体への支援を行うとともに、関係者同士の連携を強化し、地域全体で子どもを支える環境の整備に取り組んでいます。 活動団体の皆様には、区と連携して、様々な背景から支えを必要としている子どもたち一人一人の状況に寄り添い、日々の支援を行っていただいていることから、ご指摘を踏まえ、地域の様々な団体との連携について文中に追記します。</p>	◎	14
8	子ども	<p>「第4章 人権課題ごとの取組」 「2 子ども」〈取組の方向性〉「いじめ防止及び早期発見・相談体制の整備」の第1段落に、以下の【 】内を追加してほしい。 区・学校・家庭・関係機関・地域【の子ども支援の活動】との連携強化を図り、いじめの防止・早期発見・適切な対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。 (理由)地域にて具体的に日々寄り添いをしている子どもの居場所、子ども食堂の存在を明記していただきたいため。</p>	<p>子どもの居場所・子ども食堂等の子ども支援活動に取り組まれている団体につきましては、子どもたちの心に寄り添い、個々の状況に応じたきめ細やかな対応を行っていただいていることから、要保護児童の早期発見や保護を目的として関係機関の連携を図る「荒川区要保護児童対策地域協議会」に、団体の代表者の参画をいただいております。 そのため、子ども支援活動をしている団体は、いじめの防止・早期発見のために連携する主体として列記している「区・学校・家庭・関係機関・地域」のうち、「地域」だけでなく、「関係機関」にも含まれているものと認識しております。 子ども支援活動をされている方以外にも、多様な関係機関や地域で活動をされている方々もいらっしゃることから、当該部分につきましては、包括的な表現とさせていただきます。</p>	—	14

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
9	高齢者	<p>高齢者の住宅施策について 住まいは、人権である。公的住宅の充実を求める。</p> <p>人は、急に高齢者になるわけではない。経済が年金頼みの高齢者は多くなった。壮年期から、仕事の退職後を見越した住宅政策を実施してほしい。住み慣れた地域で、人生の後半を生きられるようにしてほしい。掛け声だけでは不十分である。</p> <p>高齢になって、自分の住宅がある方は幸せである。しかし、仕事を退職するまでに自分の住宅を持ってない、あるいは持たなかった人もいる。近年、派遣社員、パートタイム労働などで生活してきた、せざるを得なかった労働者は沢山いる。老後の資金を充実させることが難しい人のために、区は、特に高齢者の公的住宅を建設すべきである。</p> <p>民間の賃貸住宅入居希望の方への年齢差別をやめさせなくてはならない。賃貸住宅の大家や不動産関係者の意識改革を求める。</p> <p>どんなに広い住宅を所有しても、家族の人数が変われば、必要な住宅面積が変わる所有者も多いと想像する。所有者は、住宅を墓場まで持って行くことはできない。</p> <p>経済活動が活発なときは、所得税、住民税や消費税などで納税義務を果たしてきた労働者に、人生の後半にはそれに報いる形で、必要な公的住宅を建設すべきである。</p>	<p>区では、高齢者用区営住宅の提供と併せ、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯への物件探し支援等を行い、高齢者が住まいを確保できるよう取り組んでおります。</p> <p>今後も、不動産関係団体等を構成員に含む居住支援協議会での議論を進め、高齢者が住宅の確保に苦慮することのないよう、取組を進めてまいります。</p>	—	15 ～ 16

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
10		<p>障がい者も地域で生活していく方向となっているが、当事者や家族にとっては難しく、入院が必要なケースもある。入院しなくてよければ、地域でのびのび生活できればよい。地域の理解が必要。</p> <p>ヘルパー不足や、体を支えるために力が必要なことなどから、麻痺のある若い女性の入浴介助を男性ヘルパーが行っているケースがある。本人は自分の意思を伝えることのできない障がい状態にあるとはいえ、一般的な感覚として人権侵害にあたるように思われ、周囲が代弁していく必要があると考える。</p> <p>支援ではなくサービスを受けたい(居宅介護、タクシー券等)。</p> <p>以前は民生委員が地域を回っていたが、最近は訪問がなく、障がい者の存在が把握されていないので、訪問を行ってほしい。障がい者が安心して暮らせるまちは、地域の支援がないと実現できない。</p>	<p>区では、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し、安心して社会生活を送ることができるよう、学校での人権教育、職員や支援者に対する研修、区民への啓発等を通じて、障がいに対する地域の理解促進を図るとともに、障がい者の権利擁護に努めていくこととしております。</p> <p>ご意見をいただきました、障がい者に対するサービスや見守りの実施等につきましては、具体的施策の中で対応を検討してまいります。</p>	—	17 ～ 19
11	障がい者	<p>障害者への差別解消、虐待防止等更なる推進を願っている。虐待防止コールセンターまたは相談窓口の周知徹底をお願いする(この素案に周知ではなく、これからの周知を願いたい)。差別解消に関しては相談の窓口の明記がないが、虐待防止コールセンター、相談窓口と同様か。</p> <p>親亡き後も荒川区に住めるよう更なる住居の整備をお願いする。居住支援協議会があるとの事なので、よろしく願いたい。</p> <p>「さくら教室」は参加者も多く内容もとても充実しており、ありがたい。今後ともよろしく願いたい。</p> <p>児童・生徒の復籍交流時の問題は聞いており、架け橋となる大人の配慮が必要と思われる。通常級の教員の学習などが必要かと思う。</p> <p>発達に課題のある児童及び障害児及び保護者の支援は、ぜひ今後とも更なる支援をお願いしたい。本当に大変な時ほど目が離せない、手が離せない時もある。私自身、相談に行きたくとも行けない、そんな時もあった。また保護者の心のケアも必要と思う。保護者に支援をいただく事で保護者の力になり、障害児も健やかに、と願っている。</p>	<p>ご指摘のありました差別解消に関する相談窓口につきましては、P17<区の取組状況及び課題認識>の(障がいを理由とする差別の禁止・合理的配慮)に、「障がい者差別の解消に向け、障がい者及びその家族等を対象とした相談窓口・コールセンターの設置」と記載しております。構成上、虐待防止の項(P18)と別立ての記載となっておりますが、実際の窓口は、差別解消・虐待防止コールセンターとして一体的に運用しております。</p> <p>障がいの有無に関わらず互いの人権を尊重し合い、「親なき後」においても安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、学校での人権教育や職員・支援者に対する研修、区民への啓発の実施、相談・支援体制の充実等、具体的施策の中で対応してまいります。</p>	○	17 ～ 19

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
12	外国人	<p>外国人に対するヘイトスピーチがひどくなっている。外国人が優遇されているかのようなデマを流すことに對し、区として、しっかりと対応していただきたい。</p> <p>外国人差別をあおるようなチラシのポスティングや、ビラまきが見受けられる。こういったことも、荒川区では行えないような取り決めをしてほしい。</p> <p>また、言語や習慣の違いによるトラブルが起こらないよう、区としての取り組みもお願いしたい。</p>	<p>区では、人権週間パネル展等の実施や区報人権週間特集号の発行・周知等により、外国人への偏見やヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>また、言語や文化、生活習慣の違いによるトラブルを防ぐための方策として、多言語による外国人のための生活便利帳やごみの分別チラシ等の作成のほか、日本語学校等への周知啓発を行っています。</p> <p>さらに、区役所窓口への外国語が話せる職員の配置やタブレット端末等を利用した通訳サービスの導入等により、外国人の方々が相談できる体制も整備しております。</p> <p>区といたしましては、全ての人が個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指してまいります。</p>	—	22 ～ 24

《その他の意見》

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
13	その他	<p>基本理念について、私は素晴らしい理念だと思う。ぜひ実現してほしい。</p> <p>現在、出生届の父母との続柄に「嫡出子／嫡出でない子」とあるが、記載を義務付ける戸籍法第49条2項1号は、法の下での平等を保障する日本国憲法第14条1項に違反する。国際人権条約の自由権規約第24条1項にも違反している。</p> <p>現在の出生届では人権を保障できないので、人権を保障する観点から、新しい出生届を要求すべきである。</p> <p>理念を理念のまま終わらせてはならない。実行してほしい。</p> <p>窓口対応の職員の教育も、徹底してほしい。</p>	<p>出生届における父母との続柄の欄は、「嫡出子」「嫡出でない子」の選択の他、出生の順序や性別を記入する欄となっております。嫡出の別については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。</p> <p>また、長男・長女等の記載は同じ父母を持つ子ども間の兄弟関係を明らかにするものであり、それ自体が差別にあたるものではないと認識しております。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めるとともに、人権意識を高めるための啓発に取り組んでまいります。</p>		6
14		<p>女性と子どもの人権に関して、出生届の子と父母との続柄の欄は、どういった根拠で記入する必要があるのか。</p>			
15		<p>国と行政は、現状の出生届で婚外子差別を作っている。</p> <p>親が法律婚しているかいないかで、子どもを公的書類で差別記載することや、親の生き方で子どもを差別することは、子どもの人間としての尊厳を踏みにじり、人権侵害以外の何ものでもない。</p> <p>同時に、母である女性の尊厳をも踏みにじるものである。非婚で子どもを産むかは、女性の選択の権利であり、他人や国から非難されるものでない。</p> <p>嫡出概念を廃止すべきと考える。</p>			
16		<p>出生届の子と父母との続柄を問う欄は、婚外子差別につながる。</p> <p>国際条約の児童の権利に関する条約第2条は、出生差別を禁止している。</p> <p>全ての人の人権を尊重するのであれば、現在使用している出生届のこの欄は、国際条約に鑑みると違法だと思う。</p> <p>法務省の指示でこの届書を使っていると思うが、出生届を所与のものとするのではなく、人権推進の理念に基づき、法務省に人権を尊重する出生届を要望すべきである。</p>			

No.	区分	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
17	その他	<p>出生届の父母との続柄の欄において、「嫡出子、嫡出でない子」の後、記入例をみると「長男」と記入がある。これは子どもの序列化で、差別である。</p> <p>子は平等であり、すべて「子」で良いのではないか。</p> <p>家父長制の残滓を取り除くべきである。</p> <p>例えば、ある人が10人の人と結婚離婚を繰り返し、結婚の度に子どもが生まれた場合、長男長女が10人いることになる。子どもを長男長女と記す意味がない。</p> <p>法務省へ、出生届のこの欄の修正変更を求めるべきである。</p>	<p>(再掲)</p> <p>出生届における父母との続柄の欄は、「嫡出子」「嫡出でない子」の選択の他、出生の順序や性別を記入する欄となっております。嫡出の別については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。</p> <p>また、長男・長女等の記載は同じ父母を持つ子ども間の兄弟関係を明らかにするものであり、それ自体が差別にあたるものではないと認識しております。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めるとともに、人権意識を高めるための啓発に取り組んでまいります。</p>	—	—
18	その他	<p>巻末の「【資料】国・都における人権に関する主要年表」について、令和5(2023)年の欄に、「刑法改正(「不同意性交等罪・不同意わいせつ罪」への改正及び「性的姿態撮影罪」などの新設)」と追記してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>平成17年(2005)年の欄には「刑法改正(「人身売買罪」の新設)」との記載があるが、上記の大きな人権に関わる刑法改正の記載がないのは不自然であるため。</p> <p>2023年の刑法改正前までは、性暴力という人権侵害が行われても、性犯罪と認められずに人権侵害が放置されてきた経緯があり、それを大きく転換する画期的な改正を、ここに明記し行政にかかわる者や区民全体に周知することで、性暴力被害者への人権侵害をさらに抑止・防止し、人権侵害の被害者を支援・救済することに資するという意味でも重要であると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、巻末の「国・都における人権に関する主要年表」に、令和5(2023)年の刑法改正を追記します。</p>	◎	66

第 48 回荒川区政世論調査(抜粋)

(調査区域)荒川区全域

(調査対象)荒川区在住の満 18 歳以上の個人(住民基本台帳による)

(標本数)3,000 人

(抽出方法)層化2段階無作為抽出(7地区に分類し対象者を抽出)

(調査期間)令和5(2023)年8月 29 日～令和5(2023)年9月 29 日

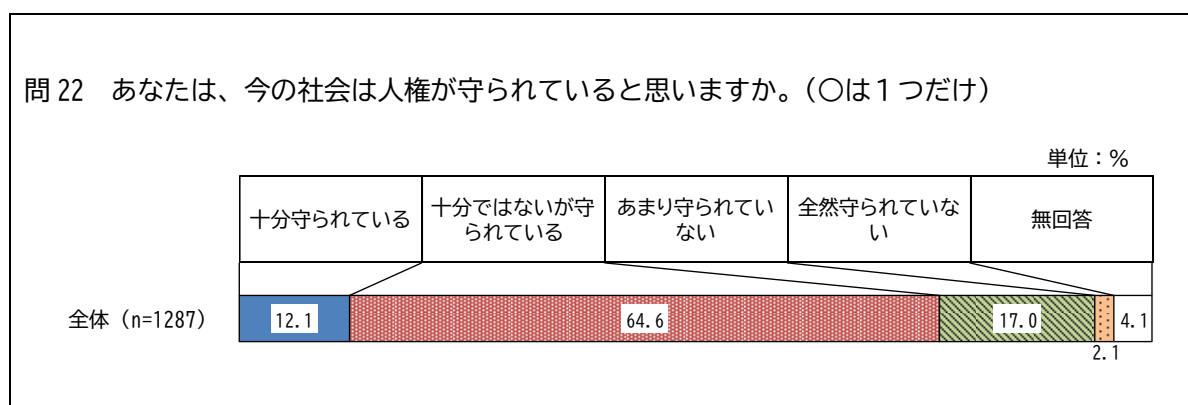
(調査方法)郵送配布／郵送またはインターネット回答による回収

(有効回収数)1,287 件

(有効回収率)42.9%

(1)人権が守られているか

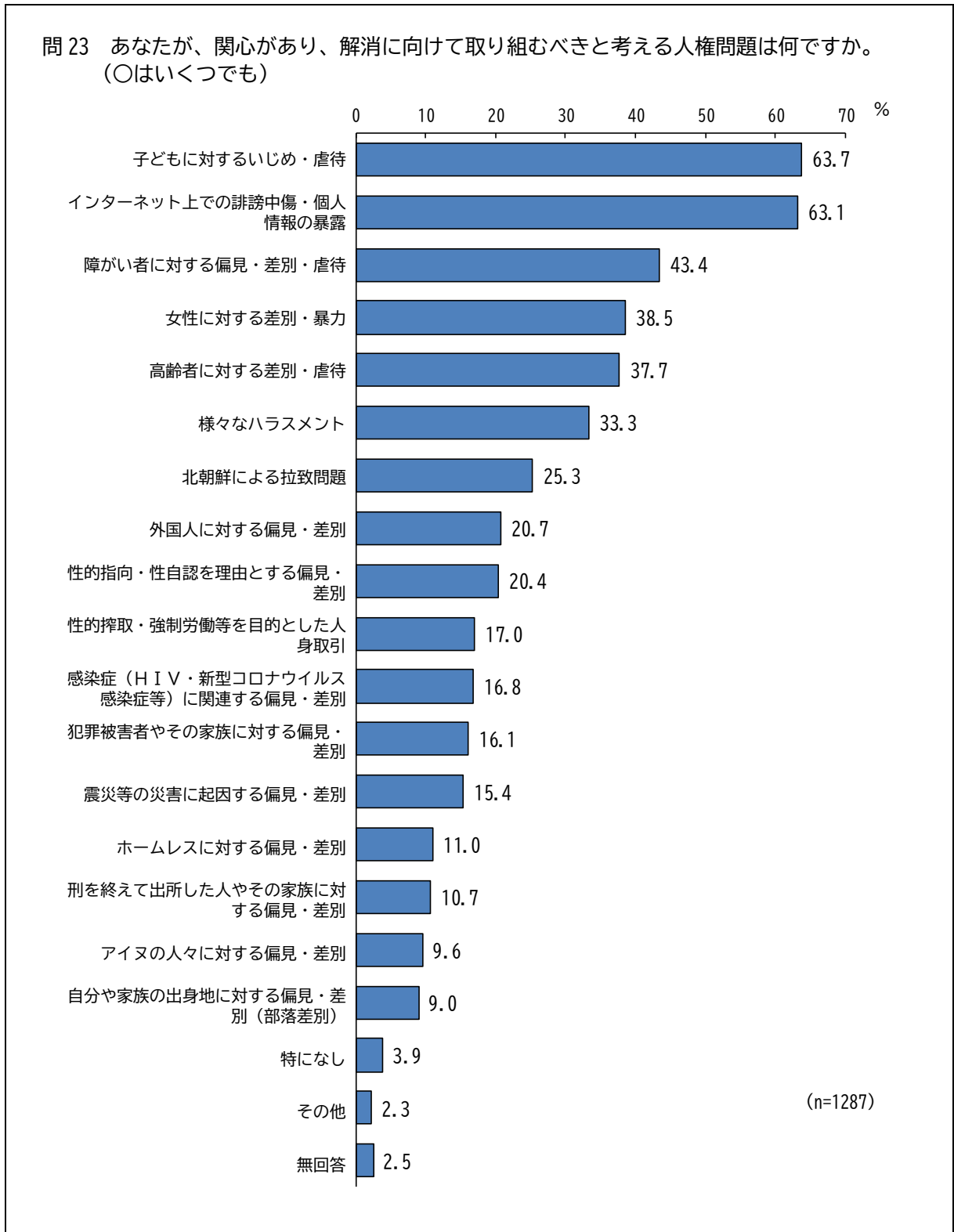
◇「十分ではないが守られている」が6割半ば近く



人権が守られているか聞いたところ、「十分ではないが守られている」(64.6%)が6割半ば近くと最も高く、次いで「あまり守られていない」(17.0%)、「十分守られている」(12.1%)と続いている。

(2)関心のある人権問題

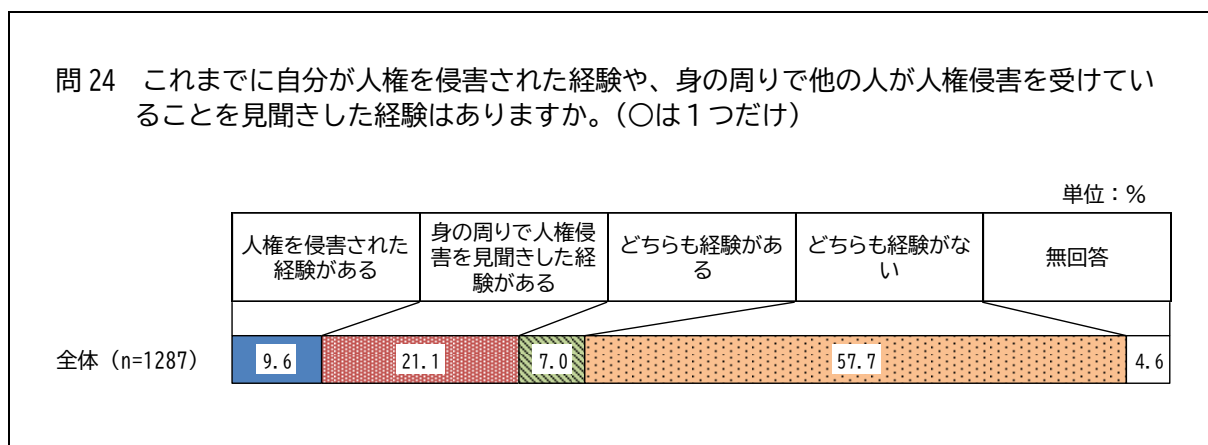
◇「子どもに対するいじめ・虐待」が6割半ば近く



関心のある人権問題について聞いたところ、「子どもに対するいじめ・虐待」(63.7%)が6割半ば近くと最も高く、次いで「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」(63.1%)、「障がい者に対する偏見・差別・虐待」(43.4%)と続いている。

(3)人権を侵害された経験

◇「どちらも経験がない」が5割半ばを超える

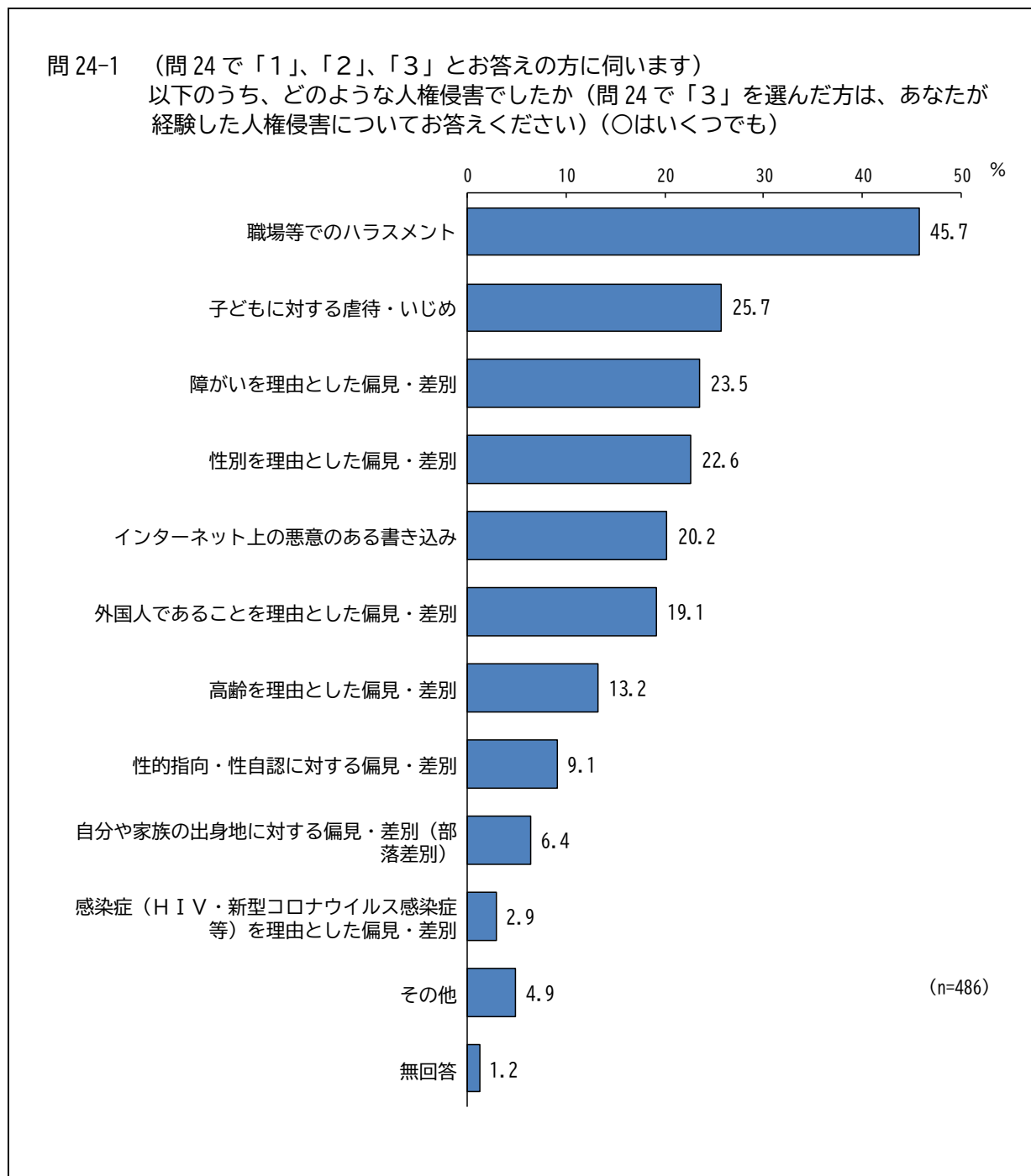


人権を侵害された経験の有無について聞いたところ、「どちらも経験がない」(57.7%)が5割半ばを超えて最も高く、次いで「身の周りで人権侵害を見聞きした経験がある」(21.1%)、「人権を侵害された経験がある」(9.6%)と続いている。

また、「人権を侵害された経験がある」と「どちらも経験がある」をあわせた人権を侵害された経験がある人の総数(16.6%)は、1割半ばを超えている。

(3-1)どのような人権侵害だったか

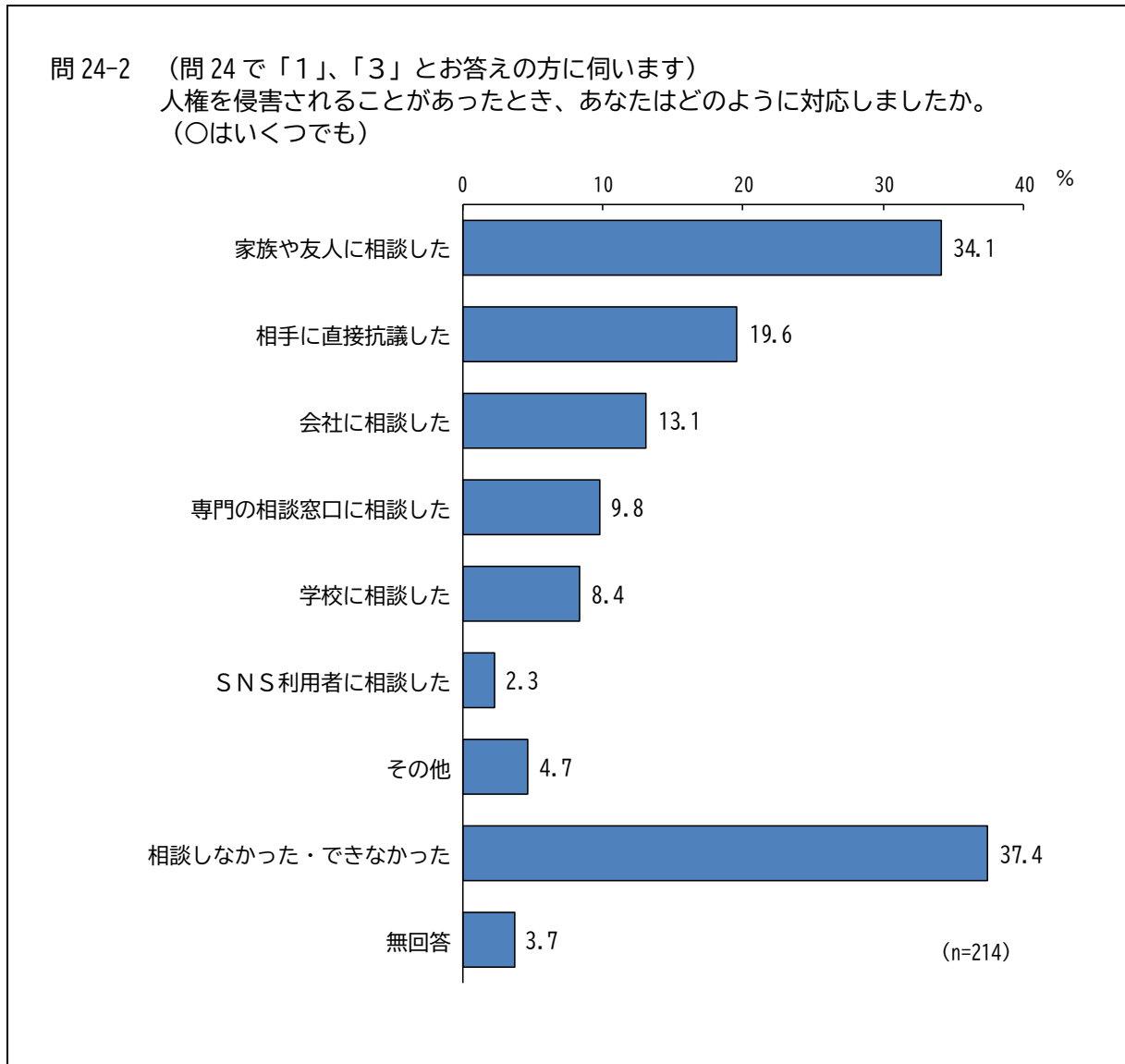
◇「職場等でのハラスメント」が4割半ば



どのような人権侵害だったか聞いたところ、「職場等でのハラスメント」(45.7%)が4割半ばと最も高く、次いで「子どもに対する虐待・いじめ」(25.7%)、「障がいを理由とした偏見・差別」(23.5%)と続いている。

(3-2)人権侵害の対応

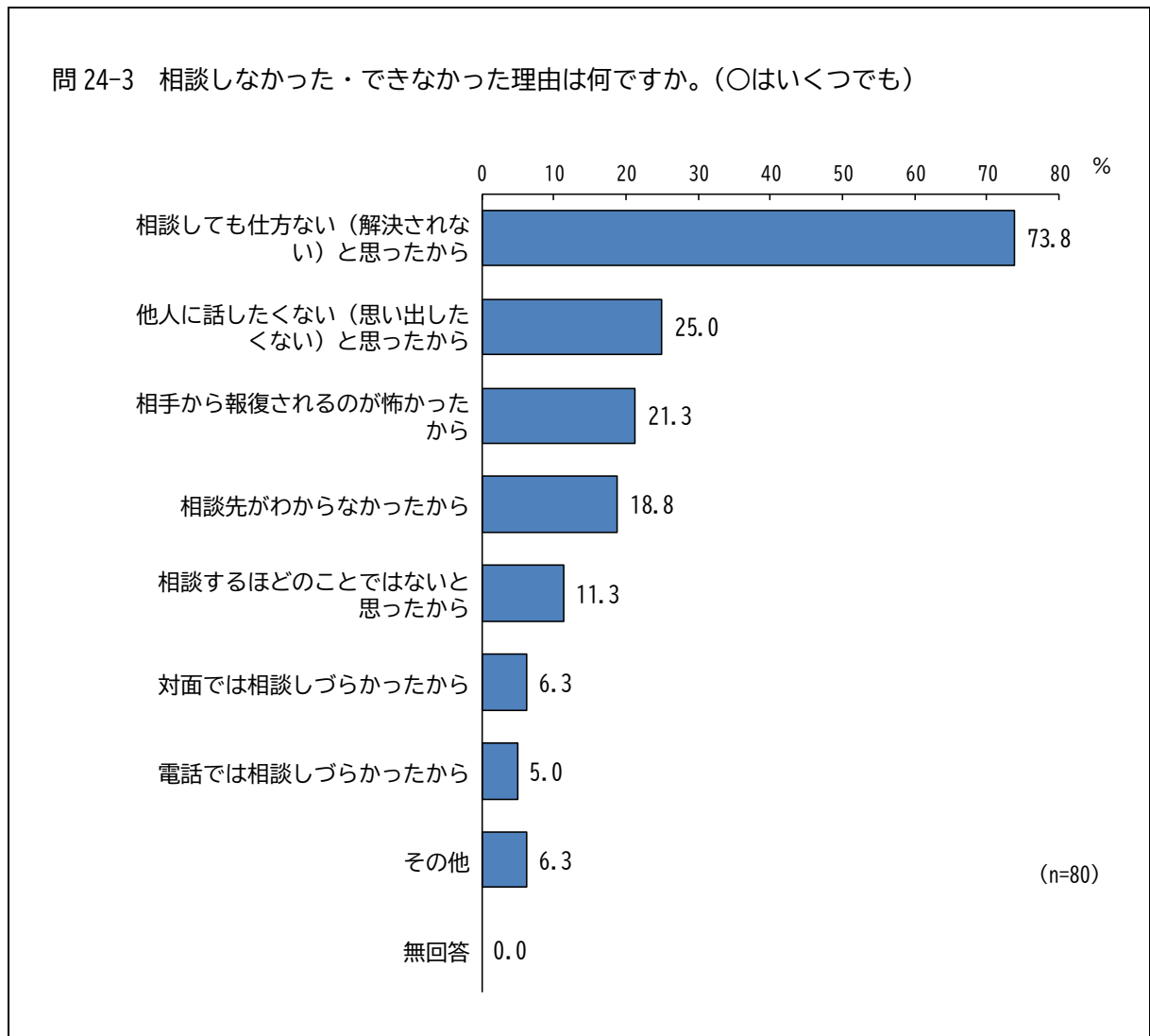
◇「相談しなかった・できなかった」が3割半ばを超える



人権侵害の対応について聞いたところ、「相談しなかった・できなかった」(37.4%)が3割半ばを超えて最も高く、次いで「家族や友人に相談した」(34.1%)、「相手に直接抗議した」(19.6%)と続いている。

(3-3) 相談できなかった理由

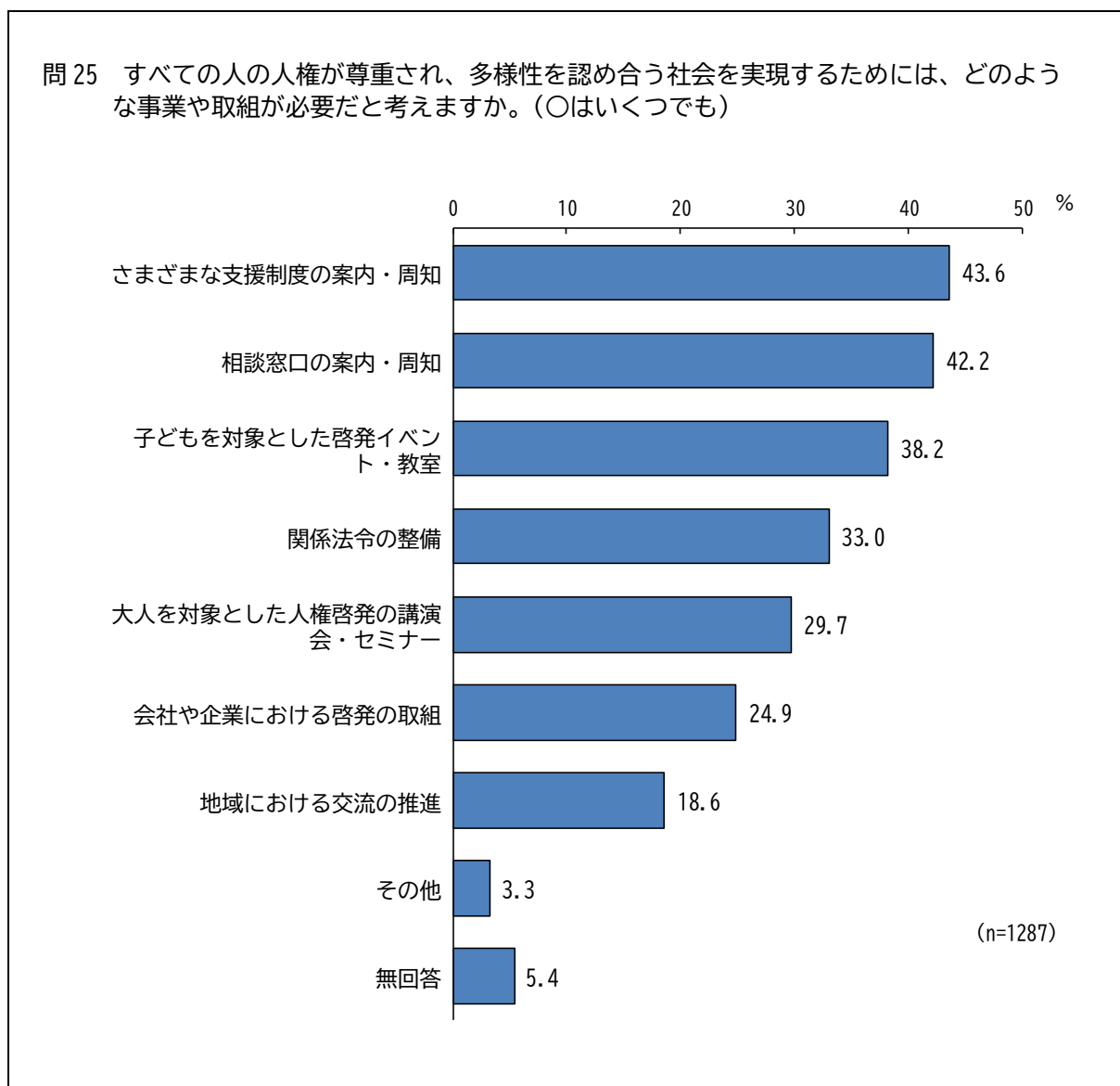
◇「相談しても仕方ない(解決されない)と思ったから」が7割半ば近く



相談できなかった理由について聞いたところ、「相談しても仕方ない(解決されない)と思ったから」(73.8%)が7割半ば近くと最も高く、次いで「他人に話したくない(思い出したくない)と思ったから」(25.0%)、「相手から報復されるのが怖かったから」(21.3%)と続いている。

(4)多様性を認め合う社会への取組

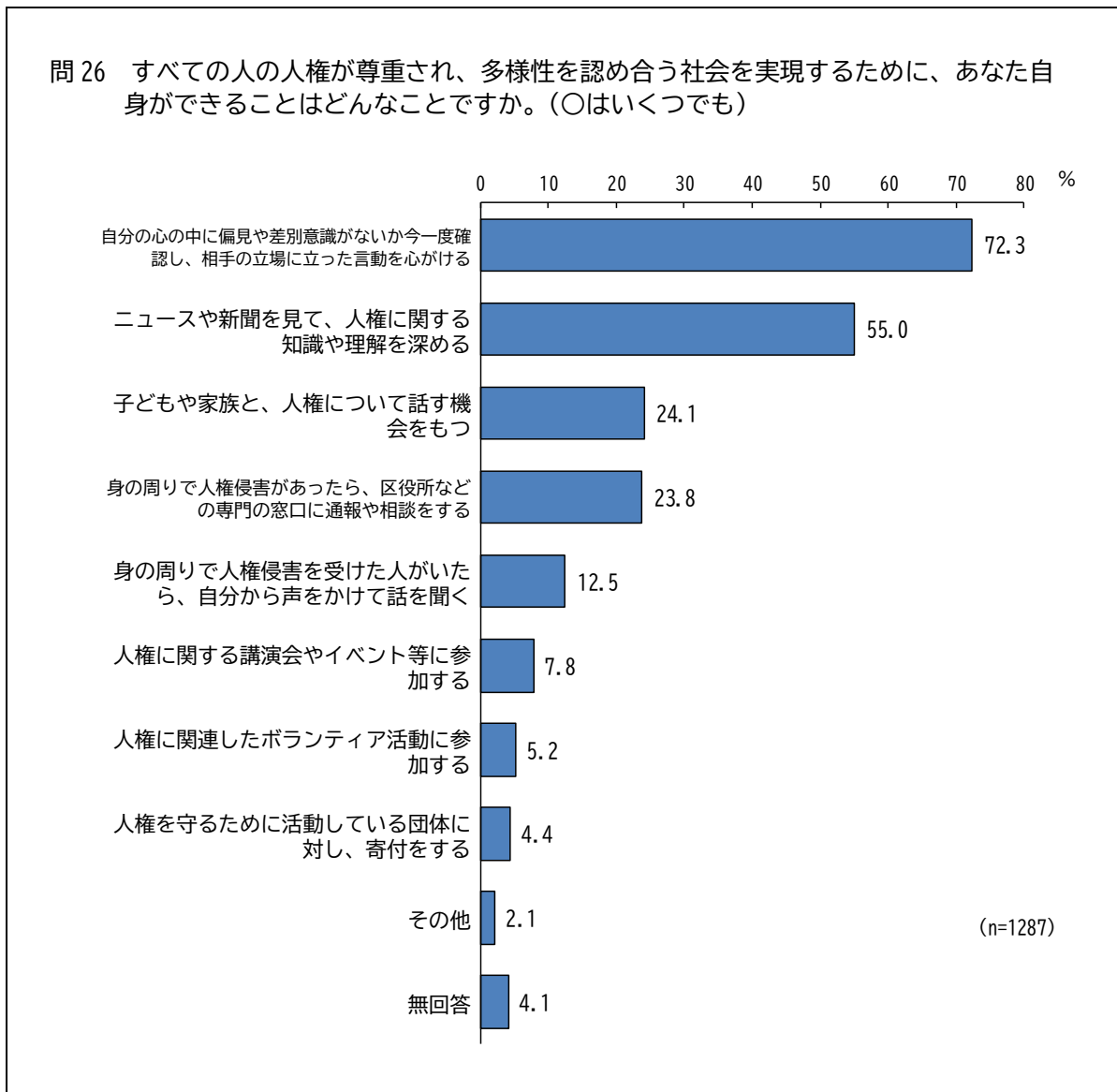
◇「さまざまな支援制度の案内・周知」が4割半ば近く



多様性を認め合う社会への取組について聞いたところ、「さまざまな支援制度の案内・周知」(43.6%)が4割半ば近くと最も高く、次いで「相談窓口の案内・周知」(42.2%)、「子どもを対象とした啓発イベント・教室」(38.2%)と続いている。

(5)多様性を認め合う社会へ自身ができること

◇「自分の心の中に偏見や差別意識がないか今一度確認し、相手の立場に立った言動を心がける」が7割強



多様性を認め合う社会へ自身ができることについて聞いたところ、「自分の心の中に偏見や差別意識がないか今一度確認し、相手の立場に立った言動を心がける」(72.3%)が7割強と最も高く、次いで「ニュースや新聞を見て、人権に関する知識や理解を深める」(55.0%)、「子どもや家族と、人権について話す機会をもつ」(24.1%)と続いている。

第 50 回荒川区政世論調査(抜粋)

(調査区域)荒川区全域

(調査対象)荒川区在住の満 18 歳以上の個人(住民基本台帳による)

(標本数)3,000 人

(抽出方法)層化2段階無作為抽出(7地区に分類し対象者を抽出)

(調査期間)令和7(2025)年8月 30 日～令和7(2025)年9月 30 日

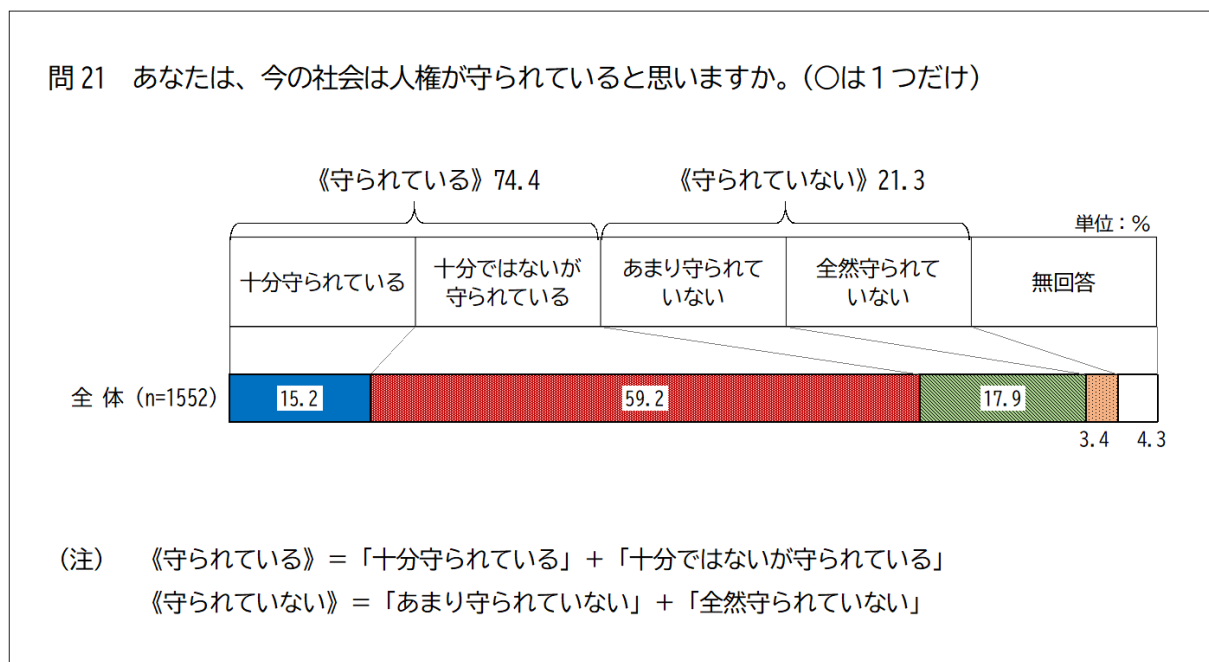
(調査方法)郵送配布／郵送またはインターネット回答による回収

(有効回収数)1,552 件

(有効回収率)51.7%

(1)人権が守られているか

◇《守られている》が7割を超え、《守られていない》が2割強

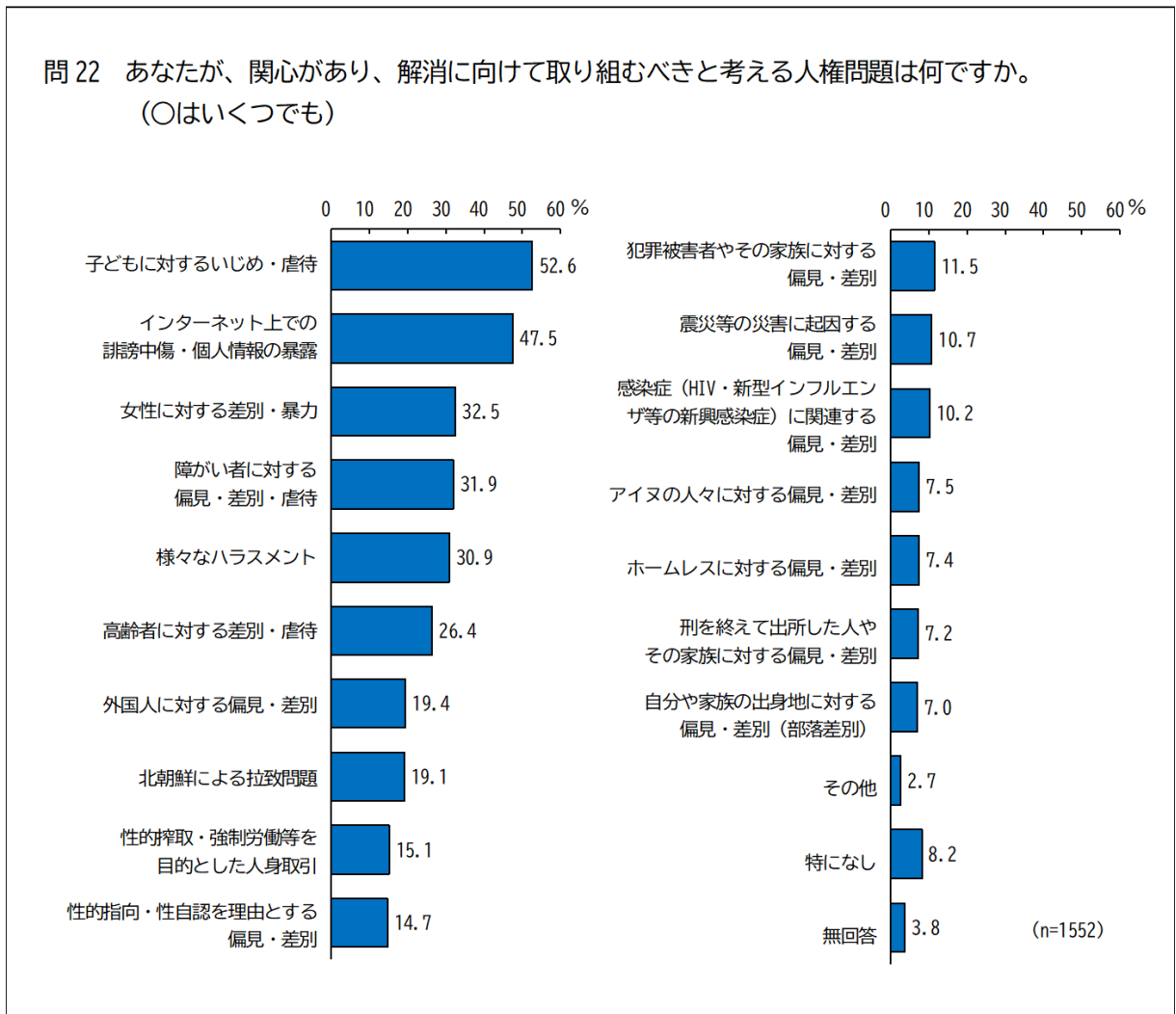


人権が守られているか聞いたところ、「十分守られている」(15.2%)と「十分ではないが守られている」(59.2%)を合わせた《守られている》(74.4%)の割合は7割を超えている。

一方、「あまり守られていない」(17.9%)と「全然守られていない」(3.4%)を合わせた《守られていない》(21.3%)は2割強となっている。

(2) 関心のある人権問題

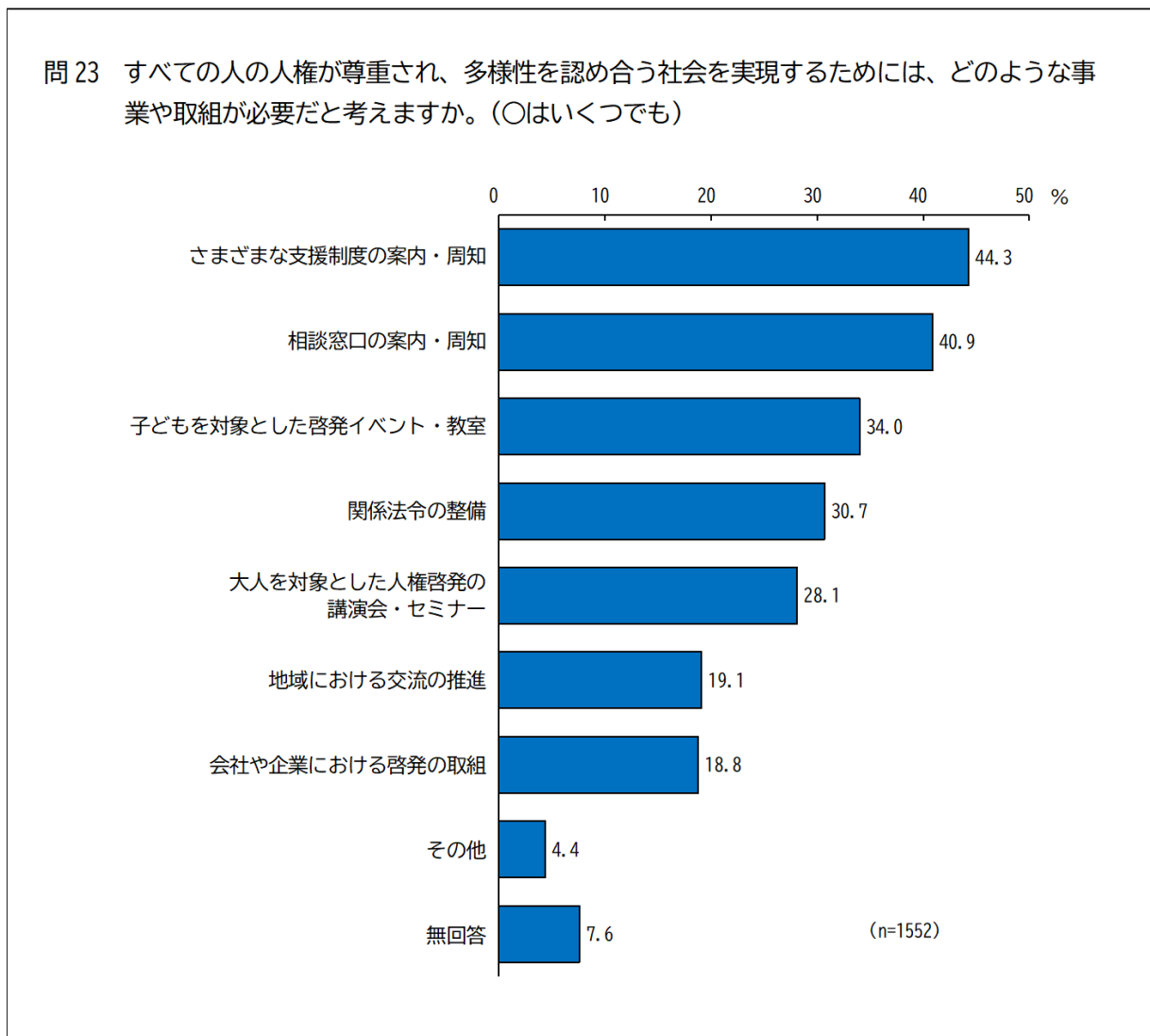
◇「子どもに対するいじめ・虐待」が5割強



関心のある人権問題について聞いたところ、「子どもに対するいじめ・虐待」(52.6%)が5割強と最も高く、次いで「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」(47.5%)が5割近くで高くなっている。

(3)多様性を認め合う社会の実現に必要な取組

◇「さまざまな支援制度の案内・周知」が4割超



多様性を認め合う社会の実現に必要な取組について聞いたところ、「さまざまな支援制度の案内・周知」(44.3%)が4割を超え最も高く、以下、「相談窓口の案内・周知」(40.9%)、「子どもを対象とした啓発イベント・教室」(34.0%)が続いている。

国・都における人権に関する主要年表

昭和 22 (1947)年	日本国憲法施行
昭和 23 (1948)年	国連総会で世界人権宣言採択
昭和 40 (1965)年	同和对策審議会答申
昭和 44 (1969)年	同和对策事業特別措置法施行
昭和 54 (1979)年	国際人権規約批准
昭和 56 (1981)年	難民の地位に関する条約加入
昭和 60 (1985)年	女子差別撤廃条約締結
昭和 61(1986)年	男女雇用機会均等法施行(平成 9、18、28、令和 2 年改正)
昭和 62 (1987)年	地对財特法施行(平成 13 年度末終了)
平成 4 (1992)年	育児・介護休業法施行(平成 17、21、令和 3 年改正)
平成 5 (1993)年	障害者基本法施行(平成 16、23 年改正)
平成 6 (1994)年	人権教育のための国連 10 年を決議
	児童の権利条約批准
平成 7 (1995)年	人種差別撤廃条約加入
	東京都福祉のまちづくり条例施行(平成 21 年改正)
平成 8 (1996)年	らい予防法廃止
平成 9 (1997)年	「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画策定
	人権擁護施策推進法施行
	アイヌ文化振興法施行(令和元年廃止)
平成 11(1999)年	男女共同参画社会基本法施行(令和7年改正)
	児童買春・児童ポルノ禁止法施行(平成 16、26 年改正)
	拷問等禁止条約加入
平成 12 (2000)年	児童虐待防止法施行(平成 19、令和元年改正)
	ストーカー規制法施行(平成 25、28 年改正)
	犯罪被害者保護法施行
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行
	東京都人権施策推進指針策定
	介護保険法施行(平成 17 年改正)
	東京都男女平等参画基本条例施行(令和4年改正)

平成 13 (2001)年	配偶者暴力防止法施行(平成 16、19、25、令和元、5年改正)
平成 14 (2002)年	人権教育・啓発に関する基本計画策定(平成 23 年一部変更)
	ホームレス自立支援法施行
	プロバイダ責任制限法施行(令和 3、6年改正)
平成 15 (2003)年	身体障害者補助犬法施行
	個人情報保護に関する法律施行(令和 3 年改正)
平成 16 (2004)年	出会い系サイト規制法施行
平成 16 (2004)年	性同一性障害者性別特例法施行(平成 20 年改正)
平成 17 (2005)年	犯罪被害者等基本法施行
	発達障害者支援法施行
	児童福祉法改正(児童虐待防止対策の充実・強化)
	刑法改正(「人身売買罪」の新設)
平成 18 (2006)年	国連人権理事会設置
	高齢者虐待防止法施行
	障害者自立支援法施行(平成 23、25年改正)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律施行(平成 19 年改正)
	バリアフリー新法施行
平成 19 (2007)年	探偵業の業務の適正化に関する法律施行
平成 20 (2008)年	東京都犯罪被害者等支援推進計画策定
	更生保護法施行
平成 21(2009)年	ハンセン病問題基本法施行
	強制失踪条約批准
平成 23 (2011)年	東京都犯罪被害者等支援計画策定
	国連「ビジネスと人権に関する指導原則」決議
平成 24 (2012)年	入管法等改正法施行
	住民基本台帳法改正法施行
	子ども・子育て支援法成立
	障害者虐待防止法施行

平成 25 (2013)年	国連に北朝鮮人権調査委員会を設置
	障害者総合支援法施行
	高年齢者雇用安定法改正法施行(令和 3 年改正)
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行
	障害者差別解消法成立
	障害者雇用促進法改正
	いじめ防止対策推進法施行
	民法の一部を改正する法律施行 (嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になる)
平成 26 (2014)年	障害者権利条約批准
	ハーグ条約批准
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律施行
	アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針閣議決定(平成 29 年一部変更)
	東京都いじめ防止対策推進条例施行
平成 27(2015)年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立
	東京都人権施策推進指針改定
平成 28 (2016)年	障害者差別解消法施行(令和 3 年改正)
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律施行
	部落差別の解消の推進に関する法律施行
平成 29 (2017)年	特定異性接客営業等の規制に関する条例施行
	刑法改正(性犯罪の厳罰化)
平成 30 (2018)年	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行
	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例制定(令和 4 年一部改正)

平成 31・令和元 (2019)年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための 施策の推進に関する法律施行
	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を 図るための関係法律の整備に関する法律成立
	東京都子供への虐待の防止等に関する条例施行
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関す る法律施行
令和 2 (2020)年	東京都犯罪被害者等支援条例施行
	東京都新型コロナウイルス感染症対策条例施行
	「ビジネスと人権」に関する行動計画策定
令和 3 (2021)年	東京都こども基本条例施行
令和 4 (2022)年	東京都手話言語条例施行
令和 5 (2023)年	こども基本法施行
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関 する国民の理解の増進に関する法律施行
	刑法改正(罪名や成立要件変更など性犯罪関係)
令和6 (2024)年	共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行
令和7 (2025)年	情報流通プラットフォーム対処法(旧プロバイダ責任制 限法)施行
	手話に関する施策の推進に関する法施行
	こども性暴力防止法施行
	東京都カスタマー・ハラスメント防止条例施行
	東京都障害者情報コミュニケーション条例施行
	人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)策定

令和8(2026)年3月

登録(07)0114号

荒川区人権推進指針

【令和7(2025)年度改定版】

発行 荒川区 総務企画部 総務企画課 人権推進係
※令和8年4月より 総務部 総務課 へ変更

〒116-8501

東京都荒川区荒川2-2-3

TEL 03(3802)3111 内線2271